

## 第4章 様式集

様式 1	路外駐車場設置（変更）届出書	9
様式 2	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面	11
様式 3	特定路外駐車場設置（変更）届出書	12
様式 4	路外駐車場管理規程（変更）届出書	14
様式 5	路外駐車場休止（再開）届出書	15
様式 6	路外駐車場廃止届出書	16
様式 7	駐車場法の規定による技術的基準審査表（例）	17
様式 8	バリアフリー法の規定による技術的基準審査表（例）	18
参考	駐車場管理規程例及び国土交通省の技術的助言	19

様式1 路外駐車場設置(変更)届出書

別記様式(第2条関係)

(用紙A4)

路外駐車場設置(変更)届出書										
					平成 年 月 日					
様										
駐車場管理者の氏名又は名称, 住所及び電話番号										
駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。										
1 駐車場の名称										
2 駐車場の位置										
規	イ 駐車場の区域の面積					m <sup>2</sup>				
	模	ロ 駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)					m <sup>2</sup>			
		3	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積(A)	一般公共の用に供する部分	四輪車(注)専用 (駐車台数)	m <sup>2</sup> 台			
						特定自動二輪車専用 (駐車台数)	m <sup>2</sup> 台			
						四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数	台		
							特定自動二輪車 駐車台数	台		
						小計				m <sup>2</sup>
						それ以外の部分	四輪車専用	m <sup>2</sup> 台		
							特定自動二輪車専用 (駐車台数)	m <sup>2</sup> 台		
							四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数	台	
特定自動二輪車 駐車台数								台		
小計							m <sup>2</sup>			
車路等の面積(B)					m <sup>2</sup>					
3	b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積(C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用 (駐車台数)	m <sup>2</sup> 台					
				特定自動二輪車専用 (駐車台数)	m <sup>2</sup> 台					
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数	台				
					特定自動二輪車 駐車台数	台				
				小計				m <sup>2</sup>		
				それ以外の部分	四輪車専用 (駐車台数)	m <sup>2</sup> 台				
					特定自動二輪車専用 (駐車台数)	m <sup>2</sup> 台				
					四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数	台			
						特定自動二輪車 駐車台数	台			
					小計				m <sup>2</sup>	
車路等の面積(D)					m <sup>2</sup>					

規 模	3	駐車の用に供する部分の面積の合計 (A+C)		一般公共の用に 供する部分	四輪車専用	( 駐車台数	m <sup>2</sup> 台)
		特定自動二輪 車専用	( 駐車台数	m <sup>2</sup> 台)			
		四輪車及び特 定自動二輪車 併用	四輪車 駐車台数	台			
			特定自動二輪車 駐車台数	台			
		小計		m <sup>2</sup>			
		それ以外の部分	四輪車専用	( 駐車台数	m <sup>2</sup> 台)		
		特定自動二輪 車専用	( 駐車台数	m <sup>2</sup> 台)			
				m <sup>2</sup>			
		四輪車及び特 定自動二輪車 併用	四輪車 駐車台数	台			
			特定自動二輪車 駐車台数	台			
		小計		m <sup>2</sup>			
		4 構 造	イ	建築物である部分			
ロ	建築物でない部分						
5 設 備	イ 特 殊 の 装 置	a	特殊の装置の有無				
		b	特殊の装置に係る 駐車場法施行令第 15条の規定による 認定の概要	認 定 の 番 号			
			特殊の装置の名称等				
	ロ	それ以外の設備					
6	附帯業務のための施設						
7	従 業 員 概 数		人				
8	供用開始(予定)日		年 月 日				
(注)							
道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。							

備 考

- 一 路外駐車場変更届書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 三 3の口のa欄及びb欄の「駐車の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3の口のa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別(木造、耐火構造等の別)及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 六 4のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。
- 七 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 八 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建設大臣の認定の番号を記載すること。
- 九 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。
- 十 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十一 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

様式2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面

必 要 動 な 等 構 円 造 滑 及 化 び の 設 た 備 め に	路外駐車場車いす使用者用駐車施設			台
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配 <small>こう</small> の最大値			分の1 ( % )
	特 殊 の 装 置	イ 特殊の装置の有無		
		<input type="checkbox"/> 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の概要	a 認定の番号	
		b 特殊の装置の名称等		

備考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 「特殊の装置」イ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 三 「特殊の装置」ロ欄の「認定番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 四 「特殊の装置」ロの「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。

様式 3 特定路外駐車場設置（変更）届出書

特定路外駐車場設置（変更）届出書

平成 年 月 日			
様			
特定路外駐車場管理者の氏名又は名称，住所及び電話番号 氏名又は名称 <span style="float: right;">(印)</span> 住所 電話番号 ( )			
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項本文の規定により、次のように届け出ます。			
1	駐車場の名称		
2	駐車場の位置		
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル	
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積	a 駐車場の用に供する部分の面積 一般公共の用に供する部分 ( 駐車台数 台 ) 平方メートル	
		それ以外の部分 ( 駐車台数 台 ) 平方メートル	
	b 車路等の面積	平方メートル	
4 移 動 等 円 滑 化 の た め に 必 要 な 構 造 及 び 設 備	路外駐車場車いす使用者用駐車施設 台		
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値 分の1 ( % )		
	特 殊 の 装 置	イ 特殊の装置の有無	a 認定の番号
		ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の概要	b 特殊の装置の名称等
5	従業員概数	人	
6	供用開始（予定）日	平成 年 月 日	

備考

- 一 特定路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 3のロのa欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車場の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。

- 三 3の口のb欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 四 4のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 五 4の口のa欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 六 4の口のb欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。

様式 4 路外駐車場管理規程（変更）届出書

平成 年 月 日

様

〔駐車場管理者の氏名又は名称，住所及び電話番号〕

氏名又は名称

住所

電話番号 ( )

印

路外駐車場管理規定（変更）届出書

駐車場法第 13 条第 1 項（第 4 項）の規定により，次のとおり届け出ます。

1 駐車場の名称	
2 路外駐車場の位置	
3 供用開始（予定）日 変更の場合は変更（予定）日	平成 年 月 日
4 変更内容	

注意：変更内容の欄は、変更前と変更後を比較して記述してください。

様式 5 路外駐車場休止（再開）届出書

平成 年 月 日

様

〔駐車場管理者の氏名又は名称，住所及び電話番号〕

氏名又は名称

住所

電話番号 ( )

印

路外駐車場休止（再開）届出書

駐車場法第 14 条の規定により，次のとおり届け出ます。

1 駐車場の名称	
2 路外駐車場の位置	
3 休止（予定）期間 （再開の場合，下段に記入）	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
	平成 年 月 日
4 休止（再開）台数	全部 ・ 一部（ 台）

備考：一部休止（再開）の場合は、休止（再開）部分の区域を明示した図面を添付してください。

様式 6 路外駐車場廃止届出書

平成 年 月 日

様

〔 駐車場管理者の氏名又は名称，住所及び電話番号 〕

氏名又は名称

住所

電話番号 ( )

印

路 外 駐 車 場 廃 止 届 出 書

駐車場法第 14 条の規定により，次のとおり届け出ます。

1 駐車場の名称	
2 路外駐車場の位置	
3 廃止日	平成 年 月 日
4 廃止台数	全部 ・ 一部 ( 台 )

備考：一部廃止の場合は、廃止部分の区域を明示した図面を添付してください。

様式 7 駐車場法の規定による技術的基準審査表(例)

(1) 出入口 (施行令第7条)	<p>㊦㊧㊨道路交通法第44条関係 <input type="checkbox"/> 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂、トンネルに設けていないか  <input type="checkbox"/> 交差点の側端、道路のまがりかどから5m以内でないか  <input type="checkbox"/> 横断歩道、自転車横断帯の側端の前後5m以内でないか  <input type="checkbox"/> 安全地帯の範囲から前後10m以内でないか  <input type="checkbox"/> バスの停留所、標示柱、標示板から10m以内でないか  <input type="checkbox"/> 踏切の側端の前後10m以内でないか</p> <p>㊦㊧㊨横断歩道橋（地下横断歩道を含む）の昇降口から5m以内でないか  ㊦㊧㊨幼稚園、小学校、特別支援学校、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園、児童館の出入口から20m以内でないか  ㊦㊧㊨橋に設けていないか  ㊦㊧㊨接続する道路の幅員は6m以上か（      m）  ㊦㊧㊨接続する道路の縦断勾配は10%以下か（      %）  ㊦㊧㊨前面道路が2以上ある場合、交通に支障の少ない道路に設けているか  ㊦㊧㊨駐車に供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、出入口を分離し、かつ、10m以上離しているか（中央分離帯等によって車線が分離されている場合を除く）  ㊦㊧㊨出入口において自動車の回転は容易か、また、容易でないとき1.5m以上の隅切りが設置されているか  ㊦ <input type="checkbox"/> 見通しについて、出口から2m後退し、地上1.4mの視点で左右60°以上見通せ、歩行者等視認できるか  （参考：出口から2m後退し視認できる出口幅＝一方通行で約6.9m以上・相互通行で約9.7m以上）  ㊧ <input type="checkbox"/> 見通しについて、出口から1.3m後退し、地上1.4mの視点で左右60°以上見通せ、歩行者等視認できるか  ㊦ <input type="checkbox"/> 交差点の側端又はそこから5m以内、トンネル、橋に設ける場合、国土交通大臣の認定があるか</p>
(2) 車路 (施行令第8条)	<p>㊦ <input type="checkbox"/> 5.5m以上か（一方通行のとき3.5m以上、駐車料金の徴収施設が設置されており歩行者が通行しない箇所については、2.75m以上）  ㊧ <input type="checkbox"/> 3.5m以上か（一方通行のとき2.25m以上、駐車料金の徴収施設が設置されており歩行者が通行しない箇所については、1.75m以上）  ㊦㊧㊨建築物の場合 <input type="checkbox"/> 梁下高（配管、標識、ミラー等を含む）は2.3m以上か（      m）  <input type="checkbox"/> 屈曲部の内法半径は5m（㊧の場合3m）以上か（ターンテーブルが設けられているものを除く）  <input type="checkbox"/> 傾斜部の縦断勾配は17%以下で路面は滑りにくい仕上げか（      %）</p>
(3) 車室 (施行令第9条)	<p>㊦㊧㊨建築物の場合、駐車の用に供する部分の梁下高が2.1m以上か（      m）</p>
(4) 避難階段 (施行令第10条)	<p>㊦㊧㊨建築物の場合、避難階以外に駐車場を設置するとき避難階段又はこれに代わる設備を設けているか</p>
(5) 防火区画 (施行令第11条)	<p>㊦㊧㊨建築物の場合、給油所その他の火災の危険がある施設を附置する場合においては、駐車場と当該施設を耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画しているか</p>
(6) 換気装置 (施行令第12条)	<p>㊦㊧㊨建築物の場合、10回/時以上の換気装置があるか、又は窓等がある階で開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の1/10以上あるか</p>
(7) 照明装置 (施行令第13条)	<p>㊦㊧㊨建築物の場合 <input type="checkbox"/> 車路の路面の照度が10ルクス以上か  <input type="checkbox"/> 駐車の用に供する部分の床面の照度が2ルクス以上か</p>
(8) 警報装置 (施行令第14条)	<p>㊦㊧㊨建築物の場合、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けているか</p>
(9) 特殊の装置 (施行令第15条)	<p>㊦㊧㊨特殊装置（機械式）の場合、国土交通大臣の認定があるか（平成13年1月6日からの認定は国土交通省各地方整備局長）  （参考：特殊装置と道路との間に、その特殊装置に収容可能な自動車2台以上を停留し、又はターンテーブルを設けることができる車路に相当する空地を設置。ただし、通り抜けのように出入口が分離された構造の場合には入口側に、その特殊装置に収容可能な自動車1台分の空地を設置）  （昭和43年10月16日 建設省都再発第53号 建設省都市局長通達「駐車場法施行令第15条の認定基準について」より）</p>

※ ㊦ 自動車専用及び自動二輪兼用駐車場の場合に適用  
㊧ 自動二輪車専用駐車場に適用

引用：広島市ホームページ

様式 8 バリアフリー法の規定による技術的基準審査表(例)

移動円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)	
第1条 (趣旨)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第11条第1項の規定に基づく移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準は、駐車場法(昭和32年法律第106号)、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)及び駐車場法施行規則(平成12年運輸省令建設省令第12号)に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。
第2条 (路外駐車場車いす使用者用駐車施設)	<p>特定路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」という。)を一以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りではない。</p> <p><input type="checkbox"/>路外駐車場車いす使用者用駐車施設を一以上設けているか  <input type="checkbox"/>路外駐車場車いす使用者用駐車施設の幅は3.5m以上か  <input type="checkbox"/>路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をしているか  <input type="checkbox"/>路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路の長さをできるだけ短くしているか</p>
第3条 (路外駐車場移動等円滑化経路)	<p>路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。</p> <p><input type="checkbox"/>路外駐車場移動等円滑化経路を一以上設けているか  <input type="checkbox"/>路外駐車場移動等円滑化経路上に段差は設けていないか  <input type="checkbox"/>段差を設けている場合、傾斜路を併設しているか  <input type="checkbox"/>出入口の幅は、80cm以上か  <input type="checkbox"/>通路  <input type="checkbox"/>幅は、120cm以上か  <input type="checkbox"/>50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けているか  <input type="checkbox"/>傾斜路 幅  <input type="checkbox"/>スロープの幅員は、120cm以上か  <input type="checkbox"/>階段併設スロープの幅員は、90cm以上か            勾配 <input type="checkbox"/>1/12を超えていないか  <input type="checkbox"/>高低差が16cm以下のものについては、1/8を超えていないか            踊場 <input type="checkbox"/>高低差が75cmを超えるもの(勾配1/20を超えるもの)については、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか            手すり <input type="checkbox"/>勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けているか</p>
第4条 (特殊の装置)	<p>第2条、第3条の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が第2条、第3条の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては適用しない。</p> <p><input type="checkbox"/>特殊装置の場合、国土交通大臣の認定があるか(平成13年1月6日からの認定は国土交通省各地方整備局長)</p>